

農業担い手メールマガジン（第113号）

インデックス

現場の皆さんへ ～経営政策と地域政策～

事業活用のポイント ～農業法人の新たなビジネス展開の経費を

支援します（公募期間4/20～5/20）～

農業担い手経営相談コーナー

～担い手経営革新事業と水田等有効活用促進交付金の関係～

現場の皆さんへ

～経営政策と地域政策～

農業政策には、いろいろな側面があります。

かつてのように、経営規模や栽培作物がほぼ同一な農家が、農村地域の大半を占めていた時代には、土地や農業機械などの所有者と、農業経営を行う者、生産物の販売者が一致しているのが通例でした。こうした時代には、生産力を高める農業振興政策を行うことが農業の担い手を育成することでもあり、また、農村経済を発展させることでもありました。

ところが最近では、意欲的に農業経営を行っている担い手の方以外にも、地域の中で多様な役割を持った方が現われています。例えば、農地を所有していても他の農業者にほとんどを貸し出している「土地持ち非農家」や、農業機械を所有して農作業だけを専門に行う「農業サービス事業体」、自分の農産物と一緒にグループ農家の農産物の販売までも手がける農業法人など、農業経営を構成する様々な機能が分化していく傾向にあります。また、高齢になっても、健康や生きがいのために農作業を続けておられる方や、農村の良好な環境を求めて都会から農村を訪れる方など、経営という範ちゅうを離れて農業と関わっている方もいらっしゃいます。

農業生産を中心に経営を行っている担い手の皆さんに対する支援施策は、「経営政策」の枠組みの中で、担い手の育成やその経営基盤の強化に向けた施策が講じられています。しかし、担い手の皆さんだけで地域農業が成り立たなくなっているのは、上でお話しした農村の現状からも明らかです。

こうした農村に関わる多様な方々の生活や活動を支援していく政策分野として「地域政策」があるのです。

例えば、昨今注目されている集落営農は、兼業農家や高齢農家も参加して、集落ぐるみで米・麦・大豆などをできるだけ手間をかけずに耕作し、効率よく収入を上げることが目指されています。これは、兼業農家などの方むけの経営政策といえるものですが、農地や農村コミュニティを維持していくという点では、同時に地域政策の側面も持っていると考えています。

「経営政策」と「地域政策」の対象者は、小さな農家が経営成長を遂げて担い手になったり、逆に、担い手が高齢化して地域を支える側に回ったりするように、それぞれが明確な境界線で分かれるものではありません。

また、「経営政策」は平場の担い手が多い地域の政策、「地域政策」は中山間地域など特定地域を対象とした政策と思われる方がいらっしゃるかも知れませんが、これら二つの政策の範囲は必ずしも明確に峻別できるものではなく、二つの政策は相互に重なり合っています。

経営政策と地域政策は、相互に関連しながら農業・農村を支えていくための重要な柱として、つねに内容を見直し、その充実を図っていくことが必要です。農林水産省では、経営政策、地域政策をはじめ、各種農業政策の連携を一層深め、農業者の皆さんのためになる施策づくりを進めていきたいと考えています。

ご意見・ご質問は下記へお願いいたします（3月末よりホームページ上のお問い合わせ窓口が変わりました）。

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/7b27.html>

#### 事業活用のポイント

～農業法人の新たなビジネス展開の経費を支援します（公募期間4/20～5/20）～

今年度予算では、農業法人の皆様がご自分の経営発展を図るために、地域の農業者や生産組織、流通・加工業者などと連携して、生産拡大や販路拡大等の新たな事業展開に取り組む場合に、それにかかる費用の一部を助成する「農業法人経営発展支援事業（ネットワーク形成事業）」を創設しました。

ここでは、このネットワーク形成事業についてご案内いたします。

- (1) 事業実施主体：農業法人（法人の形態は問いません）
- (2) 助成される取組：
  - 農業法人と他の事業者や団体等とが連携して
  - ア) 新品種の導入等生産面での取組
  - イ) 契約取引等の流通面での取組
  - ウ) 販路開拓や新商品開発等の販売面での取組などいずれかの新しい取組を行っていただければ対象となります
- (3) 助成額等：1モデル当たり補助率1/2で、最大1,000万円まで助成

本事業は、農業法人の皆様が新たな取組を始めようとする場合に大きなメリットがある事業ですので、是非ともご活用いただきたいと思います。

なお、本事業は公募制をとっており、4月20日（月）～5月20日（水）（予定）に農林水産省経営局経営政策課へ申請書を提出いただく必要があります。応募されたものの中から、第三者の選定審査委員会により18モデル程度を選定する予定です。

事業の詳細や公募手続については、農林水産省経営政策課（TEL：03-6744-2143）までお問い合わせください。

「農業法人経営発展支援事業」の詳細は、下記のホームページに公募予定日に掲

載する予定です。

[http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n\\_hozin\\_info/index.html](http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_hozin_info/index.html)

## 農業担い手経営相談コーナー

～ 担い手経営革新事業と水田等有効活用促進交付金の関係～

Q . 水田・畑作経営所得安定対策で過去の生産実績がない場合の支援について、21年度は、「担い手経営革新促進事業」と「水田等有効活用促進交付金」の2つがあるようですが、両者の関係が分かりません。具体的にどのようなケースがどちらの事業の対象となるのですか。

また、申請手続等はどのようにすればよいのでしょうか。

A . 「担い手経営革新促進事業（以下「経営革新事業」）」は、水田・畑作経営所得安定対策の加入者のうち、米の生産調整の強化への対応や経営規模の拡大により、過去の生産実績を持たずに麦・大豆等の生産を拡大する方に、固定払相当額を支援してきたものです。

一方、「水田等有効活用促進交付金（以下「有効活用交付金」）」は、国内の麦・大豆の生産拡大や米粉用米、飼料用米の作付を通じて、水田等の生産資源を有効活用する取組を支援するものであり、「経営革新事業」で対象となっている取組に加えて、不作付地への作付拡大分も支援対象としています。

### （１）両事業の共通部分と異なる部分

共通部分は・・・

- ・ 両事業とも、麦・大豆の生産拡大部分に固定払相当額を支払うという事業趣旨は同じです
- ・ 10aあたり助成単価は両事業とも共通です。

（小麦：2.76万円、二条大麦：2.09万円、六条大麦：1.82万円、はだか麦：2.36万円、大豆：2.02万円）

異なる部分は・・・

- ・ 有効活用交付金では、麦・大豆を調整水田等の不作付地へ作付拡大した場合も新たに支援対象となります
- ・ 19年度、20年度の作付拡大部分については、21年度もこれまで通り経営革新事業の対象となりますが、21年度の新規拡大部分は有効活用交付金の対象となります。

### （２）申請方法

申請書類

それぞれの事業は事業実施主体が異なるため、申請書を別々に作成していただく必要があります。ただし、記載事項の大部分は同一となっており、手間が二倍にならないようにしております。

申請先

事業実施主体は、地域担い手育成総合支援協議会と水田農業推進協議会に分かれています。申請者の利便性を図るため、どちらの協議会とも、2つの申請書

を一括して受け付けています。

農業経営に関わるご意見・ご質問は下記へお願いいたします（3月末よりホームページ上のお問い合わせ窓口が変わりました）。

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/7b27.html>

## 編集後記

本格的な春が到来し、関東では時折汗ばむような陽気が続いています。至る所で春の花が一斉に咲き始めており、わが家の小さな庭でも、ツツジやハナミズキがきれいな花を咲かせています。

九州などでは田植えが始まっていると思いますし、それ以外の地域でも、田植え前の耕起・代かき作業が最盛期を迎えている地域は多いと思います。また、野菜の播種や移植も今が忙しい時期だと思います。皆さんも、お体にお気をつけになって、お仕事を頑張って頂きたいと思います。 (S)

電子出版：農業担い手メールマガジン

発行日：毎月2回発行

発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：鈴木

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>